

これまでの経緯及び今回の検討事項について

1. これまでの経緯等

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項に基づく環境基準の水域類型の指定について、政府が類型指定を行うとされている水域は、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成 5 年政令第 371 号）に基づき、47 水域（陸域 37 水域、海域 10 水域）となっている。（参考資料 1 参照）

水域類型の指定については、水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号）に基づき、水域の様態の変化等事情の変更に伴い適宜改定することとされている。また、環境基準の達成期間内における達成が困難と考えられる水域については、暫定目標を設定し、段階的に水質改善を図ることとされている。（参考資料 2 参照）

現在、平成 13 年 9 月 25 日付けの環境大臣から中央環境審議会会長への諮問（参考資料 5 参照）により、陸域（河川・湖沼）における BOD 又は COD、全窒素（T-N）・全リン（T-P）等の類型指定の見直しの検討を随時行っており、これまで、以下の答申がなされ、類型指定の見直し等が行われている。

平成 14 年 阿賀野川、阿武隈川等 6 河川（上位類型への見直し）

平成 15 年 綾瀬川、神流川等 4 河川（上位類型への見直し）
四十四田ダム、矢木沢ダム等 14 湖沼（河川類型から湖沼類型へ変更）
⇒うち松原ダムは、T-N の暫定目標を設定

平成 20 年 江戸川、荒川等 4 河川（上位類型への見直し）
味噌川ダム、長沢ダム等 4 湖沼（河川類型から湖沼類型へ変更）
⇒うち須田貝ダムは、T-N・T-P の暫定目標を設定

平成 22 年 渡良瀬川、相模川 2 河川（上位類型への見直し）
深山ダム、川治ダム等 4 湖沼（暫定目標の見直し）
⇒うち川治ダムは T-P、土師ダムは T-N・T-P の暫定目標を再設定
相模ダム、城山ダム 2 湖沼（河川類型から湖沼類型へ変更）
⇒相模ダム、城山ダムは T-N・T-P の暫定目標を設定

平成 24 年 渡良瀬貯水池、荒川貯水池 2 湖沼（河川類型から湖沼類型へ変更）
⇒渡良瀬貯水池は COD、T-N・T-P の暫定目標を設定
荒川貯水池は COD の暫定目標を設定

平成 27 年 須田貝ダム貯水池等 6 湖沼(暫定目標の見直し)
 ⇒川治ダム貯水池は T-P、相模ダム貯水池、城山ダム貯水池、土師
 ダム貯水池は T-N・T-P の暫定目標を再設定

平成 29 年 渡良瀬貯水池、荒川貯水池 2 湖沼(暫定目標の見直し)
 ⇒渡良瀬貯水池は COD、T-N・T-P、荒川貯水池は COD の暫定目標を
 再設定

2. 今回の検討事項について

今回は、これまで既に類型指定されている水域のうち、

①現在、河川の類型が指定されているが、貯水量が 1,000 万立方メートル以上
 であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖に該当するため、湖
 沼類型に見直す水域

②暫定目標の期限が到来しており、見直しが必要な水域

について検討を行うこととする。対象水域については、以下のとおり。

表 1 河川類型から湖沼類型に見直す水域

水系名	河川名	名称	所在地	総 貯水容量 (千 m^3)	有効 貯水容量 (千 m^3)	ダム 管理者	運用 開始 年月	環境 基準 類型	現在の類型区分
紀の川水系	紀の川	大滝ダム (おおたき龍神湖)	奈良県	84,000	76,000	国土交通省	H25.4	河川AA	紀の川(1)
木曽川水系	揖斐川	徳山ダム (徳山湖)	岐阜県	660,000	380,400	水資源機構	H20.5	河川AA	揖斐川(1)

表 2 暫定目標を見直す水域

水系名	河川名	名称	所在地	総 貯水容量 (千 m^3)	有効 貯水容量 (千 m^3)	ダム 管理者	環境 基準 類型	暫定目標	
								年度	項目 / (mg/L)
相模川水系	相模川	相模ダム貯水池 (相模湖)	神奈川県	63,200	48,200	神奈川県	湖沼AII	R2	T-N 1.2 T-P 0.080
相模川水系	相模川	城山ダム貯水池 (津久井湖)	神奈川県	62,300	54,700	神奈川県	湖沼AII	R2	T-N 1.1 T-P 0.042
江の川水系	江の川	土師ダム貯水池 (八千代湖)	広島県	47,300	41,100	国土交通省	湖沼AII	R2	T-N 0.43 T-P 0.018